

31.07.2007

在外選挙、投票率は約23%

7月29日、日本では第21回参議院議員通常選挙が実施されました。気になる在外選挙の実施状況ですが、総務省の発表によれば次の通りです。

- 在外選挙の有資格者：102,551人
- 比例代表選挙の在外投票者数：24,171人（投票率23.6%）
- 選挙区選挙の在外投票者数：23,592人（投票率23.0%）

なお、ブルガリアにおいては、在外選挙の有資格者66人中、38人の方が当館にて直接投票を行いました。

2000年5月より、海外にお住まいの方々も国政選挙に参加することができる在外選挙制度が始まりました。

実際に海外で投票を行うためには、予め「在外選挙人名簿」への登録を申請し、「在外選挙人証」を取得しておく必要があります。

在外選挙は、海外にお住まいの皆様方の声を貴重な一票により国政に反映させる制度です。

まだ「在外選挙人証」をお持ちでなく、今回の在外選挙に参加することができなかった方は、この機会に是非登録申請されることをお勧め致します。

登録申請に必要な書類は、①申請書、②旅券、③ブルガリア国内に3ヶ月以上滞在していることを証する書類（3ヶ月以上前に在留届を提出されている場合は不要）です。

登録申請は、ご本人乃至同居家族の方が当館にて直接手続きを行って頂く必要がありますが、場合によってはご希望があれば当方が皆さまのご都合の宜しい場所にお伺いして申請を受け付けることもできます。ご希望の方は担当（野田）まで遠慮なくお申し出下さい。

なお、「在外選挙人証」をお持ちの方が、日本に（一時）帰国した際に転入届を提出された場合、提出の日から4ヶ月を経過した時点でお持ちの「在外選挙人証」は自動的に失効します。このため、再び海外に戻られた際には、改めて「在外選挙人名簿」への登録申請を行って頂く必要がありますのでご注意下さい。